解散公告

当社は、平成二十四年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁七九一番地の四　有限会社ニホンピロ・レーシング

清算人　小林　英二

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

徳島県那賀郡那賀町平谷字平谷向へ一六番地の二　有限会社山下商事

清算人　山下　勝代

解散公告

当組合は、平成二十三年十二月六日開催の臨時総会の決議により平成二十四年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

熊本県宇城市三角町三角浦一一六〇番地の六九　協同組合三角ショッピングセンター

代表清算人　奥村　芳博

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為の定めにより、平成二十四年二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

東京都千代田区神田東松下町二三番地一　財団法人藤田建設労務援護会

清算人　藤田　一憲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の責任役員会により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

大阪市天王寺区生玉町七番六号　誠の宮

清算人　樫山　雅昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

和歌山県新宮市三輪崎三丁目九番七号　農事組合法人三輪崎酪農組合

清算人　道阪　耕一

解散公告（第二回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学法学部内　穂積奨学財団

代表清算人　森田　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

横浜市港北区下田町六丁目三一番八号　ＮＰＯ法人活動ホームしもだ

清算人　伊東　葉子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月二十一日

東京都千代田区神田神保町一丁目二九番地　四祥宏ビル六階　特定非営利活動法人日本けん玉協会

清算人　奥住　壽

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

広島県庄原市東城町川鳥八三七番地　財団法人川鳥区会

代表清算人　吉本　一徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

横浜市鶴見区元宮二丁目四番地七八号　ＮＰＯ法人もとみや

清算人　細川　祐

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

横浜市港北区師岡町一一六〇番地四四号　ＮＰＯ法人ともだちの丘

清算人　和知　恭子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

三重県多気郡大台町茂原二六二番地　社団法人茂原報徳社

代表清算人　橋本　卓也

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年一月二十五日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十一日

栃木県芳賀郡茂木町大字木幡五三三　清算法人木幡土地改良区

代表清算人　河原　弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十四年一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年二月二十一日

佐賀県唐津市新興町二八九三番地一四　相知鉱発株式会社

代表取締役　佐竹千代子

第38期決算公告

平成24年2月21日

佐賀県唐津市新興町2893番地14

相知鉱発株式会社

代表取締役　佐竹千代子

貸借対照表の要旨

（平成23年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,194
	固定資産	27,420
	資産合計	38,613
負債及び純資産の部	流動負債	183
	固定負債	60,505
	資本金	△ 22,074
	剰余金	15,500
	利益剰余金	△ 37,574
	その他利益剰余金	△ 37,574
	（うち当期純損失）	(6,165)
	負債・純資産合計	38,613